

## 税と他の公金債権の一体徴収 ～徴税ノウハウの活用～

前大阪府総務部市町村課 盛 一 聡

### はじめに

近年、地方自治体では、財政状況の悪化や地方分権の推進を背景に各種公金債権の徴収を整備・強化する様々な取組が行われている。例えば、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードを用いた納付など、納税者が納付しやすい環境を整える収納窓口の拡充をはじめ、徴収業務のノウハウをもつ民間事業者に納付呼び掛け（コールセンター）などの公権力行使に該当しない業務の委託やインターネットなど、徴収能力の向上や事務の効率化を目指すものが挙げられる。また、徴税職員の経験と知識を充実強化するため、府県と市町村間の職員交流や滞納処分を前提とした一部事務組合を立ち上げるなど、徴収ノウハウの向上を図ろうという取組が全国で行われているところである。

このような中、取り組む団体が増えているものの1つに挙げられるのが「税と他の公金債権の一体徴収（以下「一体徴収」という。）」である。最近、保育料や学校給食費の未納問題など、債権管理に疑問を呈するような出来事が報道されているが、これらの各種公金債権の所管課が行っている徴収事務の一部を、滞納処分等に関する豊富な知識、経験を有する税務部局の協力を得ることにより、一体となって滞納整理に取り組むというものである。公金債権の徴収率向上や徴収事務に携わる職員のスキルアップが期待できるとともに、住民負担の適正・公平性の観点からも、非常に有効な取組である。

そこで本稿では、一体徴収に取り組むに当たって整理すべき点や、実際に取り組んでいる団体の報告等からメリット及びデメリットを紹介し、効果的な一体徴収を実現するために必要な方策について検討

する。また、その中心となるべき徴税職員の徴収ノウハウの蓄積について、若干の考察を試みるものとする。

なお、本稿では一体徴収についての傾向分析にあたり、総務省調査（注1）を用いている。当該調査は、全国の自治体における地方税の収納の実態や効率化への進捗状況を把握するために行われた調査であり、調査項目中「税と他の公金債権の一体徴収」に係る設問に対する全国市町村回答の結果を活用している。

### 一体徴収の取組状況

現在、全国の市町村及び大阪府内市町村において、実際に一体徴収に取り組む団体数がどの程度あるのかを、総務省調査等から紹介する。

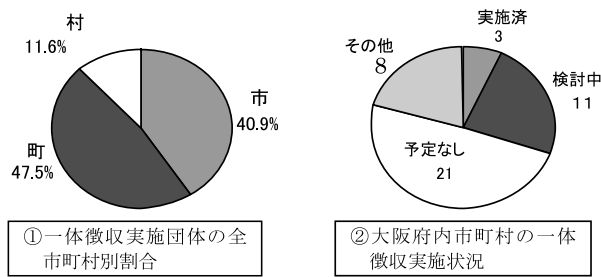
#### （1）全国の市町村における取組状況

総務省調査から取組団体の年次の推移を見てみると、平成18年度344団体、平成19年度365団体、平成20年度389団体と年々増加している。調査時点（平成20年7月1日現在）の全国の市区町村数が1,810団体（市区：806団体、町村：1,004団体）であることから、全市区町村の21.5%（市区：159団体（19.7%）、町村：230団体（22.9%））に当たる団体で一体徴収が行われていることになる。これを実施団体389団体と比較すると、市区が40.9%、町村が59.1%（図1①）となっている。

#### （2）大阪府内市町村の取組み状況

大阪府内では、現在3市で一体徴収が行われている。一体徴収の検討状況について、大阪府市町村課が行った調査（注2）では、次のような結果となっ

図1 全国及び大阪府内市町村における一体徴収実施状況



た(図1②)。

- ・実施を検討中… 11団体 (平成21年度予定：2団体、平成24年度予定：1団体、時期未定：8団体)
- ・実施の予定はない… 21団体
- ・その他… 8団体 (徴収対策本部や協議会等の一体徴収に係る組織を設置している：6団体、税を除く債権間で実施中：1団体 等)

以上のことから、府内市町村では、実施を検討している団体に加え、徴収対策本部や協議会等の一体徴収に係る組織を設置している団体を合わせると17団体(39.5%)が公金債権の徴収強化等に向け、何らかの検討を進めている状況となっている。

## 債権により異なる滞納処分と時効

公金債権は、税をはじめとして数多くの種類があり、その名称も団体によって異なる場合もあるが、共通することは、滞納が生じればその履行を求めて適切な滞納処分を行うなどの必要な法的措置を執行でき、時効が完成すればその履行を求める権利が消滅するという点である。しかし、その執行すべき法的措置の内容や時効については、債権の種類によって大きく異なるものである。この点は、異なる債権を扱うこととなる一体徴収を行う上で整理が必要である。

ここでは、債権によって異なる滞納処分や時効についての違いを、地方税法(以下「地税法」という。)上の定義を用いて、「地方税」(本稿では「市町村税」を指す。)、 「公課」及び「その他の債権」の3つに区分し、それぞれの違いについて、若干の説明を加えることにする。

## (1) 地方税

### ア 定義

地方税とは、地方自治法(以下「自治法」という。)第223条に規定された債権であり、地税法第2条においては、「地方団体は、この法律の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。」と規定されている。

### イ 滞納処分

地方税の滞納処分については、税目ごとに規定があり(地税法第331条、第373条等)、「国税徴収法(以下「国徴法」という。)に規定する滞納処分の例による」とされている。ここに言う「国徴法に規定する滞納処分」とは、民事上の手続によらず、自ら差押え、公売等を行い、強制的に徴収ができることを言うものである。地方税及び後述する公課は、自治体の根幹を成す財源であり、公益性が非常に高いものであることから、煩雑な手続を踏むことなく、その確保を行えるような「自力執行権」が与えられているのである。地方税は、公金債権の中でも自力執行権を有する代表的な債権である。

## (2) 公課

### ア 定義

公課とは、地税法第14条において「滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及び滞納処分費を除く」と規定されている。地方団体の徴収金とは、地税法第1条第14号において「地方税並びに…をいう」とされていることから、公課とは“地方税及び国税以外の自力執行権を有する公金債権”と位置づけられる。

### イ 滞納処分

公課については、自治法第231条の3第3項にもその範囲を示す規定があり、これらの債権は「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定されている。よって、当該条項に規定する①分担金(自治法第224条)、②加入金(同第226条)、③過料(同第228条第2項及び第3項等)、④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(同法附則第6条等)が、自治法に規定され

る債権のうち地税法でいうところの公課となる。なお、「地方税の滞納処分の例により」と規定されているが、(1) イに述べたとおり地方税の滞納処分は、国徴法に規定する滞納処分の例による」ことから、法律上「国徴法に規定する滞納処分の例による」と「地方税の滞納処分の例による」とは同義となる。

### (3) その他の債権

#### ア 定義

その他の債権とは、(1) 及び(2) で定義されない公金債権に分類されることになることから、簡単に言えば“自力執行権を有しない公金債権”といえる。

#### イ 滞納処分

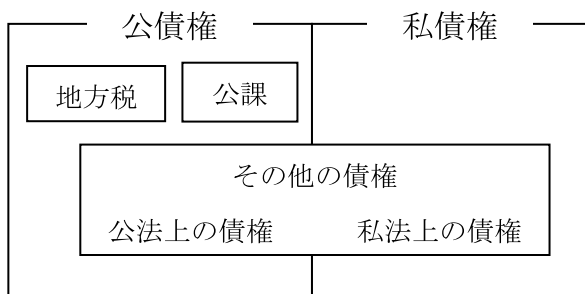
その他の債権に係る督促行為は、自治法第231条の3第1項及び同法施行令171条の規定により行わなければならないが、自力執行権を有しないことから、その後の処分に関しては、同法施行令第171条の2の規定により民事上の手続(裁判所の関与)にらなければならない。

### (4) 時効

債権は、一定期間権利を行使せず、時効が成立すれば消滅し、徴収が不可能となる。そのため、債権ごとに時効までの期間あるいは時効の中断方法等を把握しておく必要がある。

なお、時効の違いを説明しやすくするため、ここでは「公債権」と「私債権」の区分(図2参照)を用いて説明する。

図2 公債権と私債権の区分



#### ア 消滅時効の期間

地方税については、地税法第18条に規定されており、5年間徴収権(確定した徴収金の徴収を目

的とする権利)を行使しないことにより消滅するものである。

公課及びその他の債権については、自治法第236条第1項に「時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する」と規定されていることから、原則5年となるが、他の法律に定めがある場合は、それが優先されることになる。ここで言う「他の法律」には民法も含まれることから、私法上の原因により発生した債権、すなわち私債権については、民法の時効規定が適用されることとなる。

民法上の消滅時効期間の定めについては、債権の種類により異なるため(民法第166条~第174条の2)、私債権の時効については、民法上のどの規定に基づく債権であるかを明確にしておく必要がある。

#### イ 時効の成立

地方税の時効の成立要件については、地税法第18条第2項で「時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない」と規定されている。「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者(納税者)が“時効の完成を主張する”ことであり、“援用を要しない”とは、時効期間が経過すれば、絶対的に時効が完成し、債務(納税義務)が消滅するものである。また、「利益を放棄することができない」とは、納税者が時効完成によって得た利益を放棄して納税することができないことである。

この地方税に規定される消滅時効の絶対的効力は、公債権全てに該当する。自治法第236条第2項には「(法律に特別の定めがある場合を除くほか、)時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない」と地税法と同様の規定となっている。

一方の私債権については、「法律に特別の定めがある場合」に該当し、民法の規定が適用されるため、時効の援用(民法第145条)が必要となる。

以上から、公債権については、時効期間が経過すれば、債権は絶対的に消滅し、私債権については、時効期間が経過しても、債務者が時効の援用

をしない限り、消滅時効完成の効力は生じないことになる。

#### ウ 時効の中断

時効の中断がされれば、それまで進行していた時効期間がリセットされ、中断の事由が終了した時から新たに時効が進むこととなる。

##### (ア) 地方税の時効の中断事由

地方税については、地税法第18条第3項において「民法の規定を準用する。」と規定されており、民法第147条の①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認が時効中断事由となる。また、地税法第18条の2に規定する④納付納入に関する告知、⑤督促、⑥交付要求も中断事由となる。

##### (イ) 公課及びその他の債権の中断事由

公課及びその他の債権については、自治法第236条第3項において、適用すべき法律にの定がないときは民法の規定を準用する旨が規定されていることから、中断事由は、地方税の①～③と同様となる。また、同法同条第4項により、④法令の規定によりする「納入の通知」（自治法第231条、同法施行令154条第2項）、⑤の法令の規定によりする「督促」（自治法第231条の3、同法施行令第171条）も中断事由となる。なお、督促については、2回目以降は、民法153条の“催告”となり、催告後6ヶ月以内に支払督促の申立てなど一定の処分を行わない限りは、時効中断の効力が生じないものとなっている。

以上が、債権の違いによる滞納処分及び時効の違いとなる。地方税と公課（時効では公債権）は、ほぼ同様の規定となっているため、多くの滞納処分等の事例に接する徴税職員のノウハウは、一体徴収において効率的に活用できると思われる。その他の債権（特に私債権）については、滞納処分及び時効とも地方税とは異なる制度であるため、一体徴収を検討する場合は、債権所管課を交え、事前整理を行う必要があるだろう。

## 一体徴収の対象債権

では次に、実施市区町村では、実際にどのような債権を一体徴収の対象債権としているのかについて、総務省調査から集計し、傾向分析することとする（なお、総務省調査には、複数債権を扱うが、主な対象債権のみを回答している場合も想定され、全ての対象債権を捕捉しているとは限らない）。

集計結果（表1）から、選定された理由として考えられることを、次の区分でとりまとめた。

### (1) 高額滞納となりやすい債権

回答中30%を超える団体で回答のあった債権を見れば、介護保険料、公営住宅使用料、水道料及び保育料と、いずれも毎月あるいは隔月の支払いが発生するものである。いわゆる“うっかり忘れ”を含め滞納が発生しやすく、滞納額が累積し高額化しやすい債権であることが、選定理由として考えられる。

### (2) サービス制限が生じる債権

64.5%の団体において対象債権となっている「介護保険料」は、65歳以上の場合、一定額（月額15,000円）以上の年金受給がある場合は、特別徴収となり滞納は生じないが、一定額を下回る場合は普通徴収となり、滞納が発生しやすくなるという傾向にある。介護保険制度においては、滞納が一定期間続くと自己負担割合の引上げといったサービス制限が生じる（後期高齢者医療保険料、国民健康保険料も同様）。このため、他の債権の滞納状況等を勘案しながら、極力、サービス制限が生じないように徴収した金額をこれらに充てるといった対応を採るため、対象債権に選定されていると考えられる。

### (3) 滞納件数・額が少ない債権

滞納件数・額などが普段から少ない債権については、滞納処理事案が少ないことから、債権所管課において滞納整理に関するノウハウが蓄積されにくいと言える。そのため、適切な催告処理等がなされず、滞納累積や時効期間経過などの問題が発生することが多いのではないかと考えられる。これは、特に少数回答となった債権に多いと思われ、税務部局の滞納整理ノウハウを活用し、適切な催告などの処理を行うため選定されたと考えられる。

表1 一体徴収実施市町村が税と一括徴収している債権

債権名	団体数	回答割合	備考
介護保険料	251	64.5%	公課(介護保険法第144条)
後期高齢者医療保険料	152	39.1%	公課(高齢者医療確保法第113条)
公営住宅使用料	145	37.3%	その他の債権
上水道使用料	137	35.2%	その他の債権
保育所保育料	136	35.0%	公課(児童福祉法第56条第10項)
下水道使用料(負担金含む)	97	24.9%	公課(自治法附則第6条第3号)
国民健康保険料	57	14.7%	公課(国民健康保険法第79条の2)
各種使用料 (農業集落排水使用料、学童保育 使用料ケーブルテレビ使用料 他)	46	11.8%	その他の債権
給食費	38	9.8%	その他の債権
各種手数料・負担金 (し尿処理手数料、ゴミ処理手 数料、児童福祉費負担金 他)	37	9.5%	その他の債権
各種貸付金	36	9.3%	奨学金、土地・建物貸付金 他
公金債権全て	3	0.8%	

以上、一体徴収対象債権の選定理由を大きく3つに区分してみた。このほかにも、前述した滞納処分及び時効の違いによる債権選定も理由として考えられるが、結局は、高額滞納案件の解消や公金債権の徴収を担当する職員の能力の向上など、団体が何を課題とし、何を優先して取り組むかによって、その選定理由は変化していくものと考えられる。

いずれにしても、対象債権を選定する前提として、団体が有する公金債権の徴収・収納状況から、多角的な傾向分析(例えば、税の滞納者が滞納する割合の高い他の公金債権の抽出、世帯で見た場合に滞納割合の高い公金債権の抽出など)を行い、効果的に税務部局の有する知識、経験を活用し、公金債権全体の徴収向上を図れるよう、対象債権を選定していくことが必要ではないだろうか。

### 情報共有(守秘義務・個人情報保護に抵触しないか)

一滞納者が、2以上の公金債権を滞納している場合に、債権所管課が滞納整理の過程で把握した財産

情報などを共有できれば、滞納整理業務の効率化を図ることができる。しかし、同じ公金債権の滞納整理のためとは言え、財産情報などの個人情報を、一体徴収を行う税務部局、あるいは他の債権所管課に提供することは、個人情報保護の観点において問題が生じないのか疑問が生じる場所である。そこで、一体徴収の対象債権所管課から税務部局に対して、あるいはその逆の場合に行う情報提供の問題点等を整理することとする。

#### (1) 税の守秘義務

税務において知り得る情報には、税の賦課徴収等に際し知ることとなった資産や収入などの財産情報をはじめとする個人情報が数多く含まれるため、地方公務員法の守秘義務規定(地方公務員法第34条第1項)に加え、地税法第22条で「地方税に関する調査事務に関して知り得た秘密」の漏えいが禁じられ、さらに罰則を課す規定が設けられている。しかし、守秘義務が解除され、財産情報の提供が可能となる場合もあるため、他の債権所管課から、滞納整理のため情報提供を請求された場合に、提供が可能なのかその判断に苦慮する場所である。

税情報はどのような場合にその守秘義務が解除され、情報提供が可能となるのかを公課及びその他の債権での扱いの違いを通して見てみることにする。

## (2) 公課（国徴法第141条による守秘義務解除）

守秘義務が解除されると考えられる代表例として、国徴法第141条に規定する質問検査権がある。当該規定は同条第1号から第4号までに掲げる者（以下「滞納者等」という。）に対し、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる」旨を定めている。このことから、地方税（国税）の滞納処分の例によることができるとする自力執行権を有する債権、すなわち公課については、滞納者（同条第1号）、滞納者に対し債権若しくは債務があり又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者（同条第3号）などへ質問検査権を行使できる。ただし、正当な理由なく回答を拒否した場合等における罰則規定によってその権利を担保されているものの（同法第188条）、当該規定は強制力を有しない任意調査と解されていることから、一部文献では、開示に否定的な見解が示されていたこともあり、国徴法第141条に基づく照会については、同じ団体内であっても、税務部局が地税法の守秘義務を重視し、積極的に情報提供を行わないケースも多かったようである。また国徴法第141条の規定による照会と地税法第22条の守秘義務解除との関係については、従来、明確な取扱い等が示されていなかったこともあり、団体によって異なる扱いがされていたものと思われる。

しかし、この点については総務省が「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（平成19年3月27日付け総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）を発出し、国徴法第141条によって税務部局の守秘義務が解除される理由を示した。具体的には、地方税の滞納処分の例によると規定されている国民健康保険料について「国徴法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては、秘密ではな

いと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。」としており、これは、保育所保育料などの他の地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても、同様に考えられるとしている。

以上から、税と公課の担当部署間での情報共有については可能であると言えるが、あくまでも、滞納処分を執行するために認められていること、また、必要な範囲内、つまり滞納処分を執行する上で必要な情報に限られることは言うまでもない。そのため、税以外の部局の職員がこれらの情報を常に自由に閲覧できるような状況に置いたり、共有する情報の内容に必要以上の個人情報が含まれることのないよう、注意が必要となる。

## (3) その他の債権（個人情報保護条例による目的外利用）

自力執行権を有しないその他の債権の場合、(2)の国徴法第141条の規定は適用されないため、情報共有できる法的根拠はない。したがって、地税法第22条の守秘義務規定は解除されず、税情報はその他の債権所管課には提供できないこととなる。では逆に、その他の債権の所管課から税務部局に対し、情報提供を行うことは可能なのだろうか。

個人情報の情報提供が可能となる場合の一つは、「本人による情報開示の同意」を得ることに他ならない。したがって、徴収業務の移管にあたり、情報提供について本人の同意を得ることができているならば、情報共有は可能となる。そのため、債権債務関係の成立時、つまり契約締結時等の段階で、契約書等に「支払いに不履行が生じた場合、徴収を担当する部局に対して徴収に必要な個人情報を提供します」などの一文を記載した上で契約締結等を行い、事前に本人の同意を得ておく手段も有効と考えられる。

この本人による同意のほかに、個人情報保護条例を制定している場合、条例中にある目的外利用に係る規定を行使する方法も考えられる。つまり、「実施機関が委員会の意見を聴き、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき」に

については目的外利用できる旨を定めた規定を活用する方法である。この実例として、神奈川県横須賀市が滞納対策のための個人情報共有に関して、個人情報保護運営審議会に諮問し、認める旨の答申がされたケースが公表されている（平成20年5月23日 横個運第1号）ので参考とされたい。

その他の債権の場合も、公課と同様に、徴収業務に不必要な情報共有は当然排除すべきであり、また、必ず本人の同意に関しては書面等で行うなど、通知の事実関係を明確にしておく必要があると考えられる。

そのほか、広報誌等において、担当部署へ徴収業務を移管する場合があること、その際には当該部署へ情報提供がされる可能性がある旨を掲載するなどして、あらかじめ周知広報しておく方法も有効的な手段と思われる。

## 一体徴収のメリット・デメリット

ここまで一体徴収を検討するにあたって整理すべき点をまとめてみたが、これらの点を踏まえ、総務省調査において実施団体が回答した一体徴収のメリット・デメリットについてまとめることとする。

### (1) メリット

一体徴収実施市区町村389団体のうち、353団体(90.7%)がメリットありと回答している。(以下各項目の( )内の数値は回答団体割合(複数回答)である。)

#### ア 事務の効率化(69.4%)

事務効率化に係る回答の中で、最も多かったものが「部局間での納付交渉の重複解消」となっている。これは、一体徴収を実施していない団体では、問題意識の高いところではないだろうか。

部局を超えた連携・対応が少ない団体の場合、滞納者の現況について情報共有ができない、あるいは異なる債権所管課の徴収職員がそれぞれ滞納者を訪ね、生活状況などの聴き取りなどの同内容の交渉が重複することにより、滞納者との無用な衝突が発生するなどといった問題が考えられる。

こうした問題が、「情報共有」や「納付交渉窓口の

一元化」といった一体徴収のメリットにより解消され、効率化に繋がるものと考えられる。また、他の公金債権の滞納状況について把握できることから、滞納者の現状に合わせた「納付計画の作成が可能」となったとの回答もあった。

その他、「徴税職員が滞納処分の一括処理を行うことにより、効率的な滞納整理が図れた」、「自主納付のあった金額を債権間で均等(あるいは意図的)に分配できる」といった内容もあった。

### イ 情報一元化(29.2%)

情報の一元化は、アの事務の効率化とも繋がるものであるが、中でもアで述べた「滞納者情報の共有」が最も多かった。この情報共有を、公金債権間で統一的な情報管理システムを用いて行っている場合は、一滞納者の公金債権の滞納状況や財産情報が一元的に把握できるため、状況の把握を的確に、リアルタイムに行うことが可能となる。

次に「公金債権の一括管理」が挙げられた。これは債権ごとに管理を行う必要がある時効の状況等を一元的に管理することにより、督促等の有無による時効の進行度合の把握や、消滅時効が完成間近な公金債権を抽出して集中的に滞納処分を行うといったような、漏れのない綿密な徴収計画を立てることが可能になると考えられる。

### ウ 納付(納税)者の利便性の向上、納付(納税)意識の向上(9.3%)

納付者にとっても、納付相談や手続等が1つの窓口で済むことは、大きなメリットになる。また、「債権回収対策室」「特別収納対策チーム」といった名前が、納付者にインパクトを与え、自主納付の推進が図られたといった意見もあり、全体的な納付意識の高揚にも繋がると考えられる。

### エ 徴収ノウハウの向上(2.5%)

滞納債権等を移管され、一体徴収にあたることとなる職員は、専門的に徴収事務に携わることになるため、滞納処分に関する知識、経験が積めることで確実なレベルアップを図ることができる。そこで蓄積したノウハウをマニュアル化し、公金債権を扱う部局全体で共有することや、研修会の実施等により、全庁的なノウハウの向上が期待さ

れる。

## (2) デメリット

一体徴収実施市町村353団体のうち、234団体(60.2%)がデメリットありと回答している。その内容とそれぞれの対応策を述べることにする。

### ア 税務職員の負担増(55.6%)

デメリットとして最も多く意見があったのが、一体徴収に携わる税務職員の業務負担の増加であった。滞納者との対応の中で、税以外の債権に関する知識の習得や前述した債権による滞納処分等の取扱いの違いを熟知しておく必要があること、また、徴収事務を移管した債権所管課の徴収意識が希薄になるといったことも挙げられた。

#### —対応策—

一体徴収を専門に行う室・課を設置する体制の場合は、移管された徴収事務を専門的に行うことから、各債権の特徴、たとえば、滞納発生によるサービス制限の有無、滞納処分が可能かどうかといった内容を熟知する必要がある。そのため、対象債権として扱うことの多い債権の所管課職員を専門組織に配置するなど、人事面での配慮も必要と思われる。

税務部局内に「債権回収対策室」「徴収対策特別チーム」などの組織を置き、他の債権所管課から一定の基準を満たす債権を移管して徴収にあたる体制の場合、税と移管債権の両方の徴収を兼務することも想定され、負担感が増大する。そのため、滞納処分や交渉などの現場に、債権所管課の職員も同行させるなどして、徴収ノウハウを早期に獲得できれば一方的な負担感の増加を抑えることができ、相互の知識向上も図られる。

また、他の債権所管課の徴収意識の低下については、業務が移管される基準を明確にすることが必要である。移管基準としては、「滞納額が一定基準以上のもの」「債権所管課において一定回数の納付催告を行っても応答のないもの」などが想定されるが、複数の移管基準の設定や、移管されるまでの取組み経過を詳細に記した書類の提出やヒアリングを行うなど、最低限の取

組を所管課が行った場合にのみ、移管がされるような環境にしておくことが必要と考える。基準以下のものについては、税務部局の助言等に留めるなど、債権所管課の知識向上も図ることができる仕組みにしておくことが重要である。

### イ 徴収金の債権間の分配(38.0%)

一体徴収を行い、滞納者から自主納付があった場合に、複数の債権を滞納している状況にあれば、次のような問題が生じるとの意見があった。

- ・税務部局が徴収事務を扱うため、税への分配が優先的になされ、住宅使用料や保育料等の月々の支払いが高額な債権への分配が少なくなるケース
- ・その逆で生活に影響の高い住宅使用料や水道料金などの債権、サービス制限が設けられている債権に優先的に分配され、税の分配が少なくなるケース
- ・債権間で均等に分配するため、相対的に各債権の収納率が悪化するケース

#### —対応策—

納付者本人からの納付先の指定があった場合は別だが、自主納付があった場合は、一定の分配基準を作成する必要があるだろう。分配基準としては、次のような例が考えられる。

地方税の滞納処分において、自力執行権を行使し、滞納者の財産を強制換価した場合には、地税法第14条にある「地方税優先の原則」の適用がされる。同条には、「地方税は、すべての公課、その他の債権に先立って徴収する」とあり、滞納者の財産から地方税、公課及びその他の債権それぞれが配当を受ける場合には、原則として地方税が公課及びその他の債権に先立って優先的に配当を受けるというものである。また、公課については、自治法第231条の3第3項に「徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする」と規定されている。つまり、自力執行権を有する地方税及び公課は、その他の債権と比べ優先権が与えられていることから、納付先を指定せずに納付された場合は、その他の債権→公課→地方税の順(優先権とは逆の順)



に分配する方法が考えられる。また、納期限から相当程度の期間が経過し延滞金が発生している場合は、延滞金の利率が高く負担が増加する可能性がある税や公課から優先的に分配するなどといったことも考えられる。一体徴収のメリットである情報共有を活かし、納付者の財産状況などを総合的に勘案し、分配するといった柔軟な対応が可能となる。

#### ウ システム開発等（6.8%）

各債権の情報をシステム統合により一括集約することは、効率化の面から非常に望ましいところではある。しかし、従来別々に運用していたシステムを統合または新規導入するという事になれば多額の費用が発生するなど、費用対効果についての意見があった。

##### —対応策—

システム整備に代わる最低限の措置として、徴収や滞納処分に関する報告書類等を庁内統一的に作成し、債権所管課以外の部局においても状況が把握できるような管理体制とする。その上で、情報共有に必要な点の精査、改良を行い、一体徴収の成果との費用対効果を計りながら、システム整備に取り掛かる方法が考えられる。

#### エ 個人情報（2.1%）

税務サイドの守秘義務及び滞納者の個人情報保護の観点から、庁内での情報共有を懸念する意見があった。この対応策については、14ページの「情報共有（守秘義務・個人情報保護に抵触しないか）」を参照してもらいたい。

以上が取組団体の挙げるメリット・デメリットについての集計結果である。既に実施団体においては、デメリット対策を講じ、改善を重ねていることと思われるため、今後、実施を検討する団体においては、実施団体の手法を参考にし、自らの団体の現状等と比較し、より効果的な一体徴収体制の構築を図っていただきたい。

## 徴収ノウハウの蓄積

一体徴収に際し、徴税職員を中心とした手法を採るということは、その徴収に関する専門的な知識を最大限活用し、効率的かつ効果的に公金債権回収を目指すことにほかならない。しかし、税務部局においても、滞納処分等に関するノウハウの蓄積が図れていない場合がある。税務を専門とする国税職員と比べ、市町村では税以外の部局間での人事異動も多く、徴収のスペシャリストが育ちにくいといった環境に加え、近年ほど徴収強化に向けた取組が積極的に行われなかったことがその主な要因であると思われる。

近年、府内において税務部局における徴収ノウハウ蓄積の手法の1つとして着実に増加しているのが、市町村の外部から税の経験や知識が豊富な人材を導入し、そのノウハウを吸収して徴収強化に取り組む事例である。国税・府税OB職員の任期付職員雇用、府と市町村の徴税職員の相互派遣などがそうである。

では、こうした手法を通して、どのような知識向上が期待できるのか。また、他の公金債権所管課から求められる徴収のノウハウとはどのようなものであるかについて、若干の考察を試みる。

#### （1）換価可能財産の捜索

国税OB職員や府税職員は、不動産をはじめ、預金、生命保険契約に基づく解約返戻金等の支払い請求権や国税還付金などの差押え、あるいは捜索等による動産の差押えなど、換価価値のある財産の発見に豊富な知識と経験を有していることが多い。こうした知識を、実際の現場に同行、または研修等を重ねることで確実な知識向上に繋げていくことができる。同時に、こうした取組は、強制的に滞納処分を執行できる徴税職員としての意識を強く持つきっかけになる。

#### （2）インターネット公売等の換価手法

差押えを行った後の財産の換価手法として、近年急増しているのがインターネット公売である。総務省調査における「徴税業務の民間委託」の項中、“インターネットオークションによる入札関係業務”の実施市区町村数が、平成20年度で310団体（平成19

年度：152団体、平成18年度：71団体）と、ここ数年では毎年2倍程度増加している。インターネットを通じて、広範囲に買受人を募集することができ、従来であれば検索によって差押えたとしても買受人が現れなかったような動産であっても、買受人が現れて売却できるばかりでなく、低い換価価値しか見込めなかった動産がオークション（競売）の結果、予想外の高額で落札されるといった事例も多く報道されているところである。こうした、インターネット公売をはじめとする様々な換価手法に関する知識は、他の債権所管課からも強く求められているものであろう。

### （3）不良債権の処理

滞納案件の中でも、長期間納付に至っていない、いわゆる「不良債権」は、税のみならず公金債権全体の懸念事項として少なからず存在するものと思われる。それに伴い、不良債権処理に関する知識の向上を望む声も非常に大きいものである。

不良債権発生の原因の一つに、生活が困窮している等の理由により納付がなされず、実際に財産調査を行っても表見上差押えることができる財産が見当たらない場合がある。こうした場合、徹底した財産調査を行うなど、出来る限りの不良債権化を阻止する対策を講じた上で、もはや徴収することができないと判断される場合は、滞納処分執行の停止（地税法第15条の7）及びそれに続く欠損処分を検討し、実行することとなる。このような一連の流れや徴収できるかどうかを判断するための考え方などを学ぶことにより、適切な不良債権処理に繋がることになる。

### （4）事務の進行管理

徴収業務は、滞納額の多少や差押え、換価といった滞納処分の段階別で業務区分されている場合が多いが、初期対応の遅れや小額を中心とした滞納発生件数の増加等により、職員1人当たりの担当案件が過度に多くなるケースが多いと思われる。限られた人員で、効率よく大量の事務を進めるためには、職員が自らの担当案件についての進捗状況を把握することや難件事案の早期解消に向けた処理方針の早期確立が必要となる。そのために、管理職等による定

期的なヒアリングや全体会議等を行い、職員が抱えている課題について、適切なアドバイスを実施し、分納案件・時効接近案件などの様々な事案に関する知識を担当者が得られるよう、組織的な体制の整備が重要になると思われる。

以上が、税務部局に求められる徴収ノウハウの一例と考える。ただし、自力執行権を有しない“その他の債権”の場合、強制徴収の方法が異なるため、例に挙げた手法をそのまま活用できるとは限らない。しかし徴収業務において基本となる納付交渉などに関して経験が豊富な税務部局が有する知識の中には、十分活用できるだろう。マニュアルを整備するなど、必要に応じてそれらの知識を提供できる状態にしておくことが望ましいと考えられる。

## おわりに

これまで、税務部局が有する徴収業務に関するノウハウを活用した一体徴収について、若干の考察を試みてきた。

全国で一体徴収を実施している団体の割合に比べ、府内市町村では、多くの団体で実施されているとは言えないのが現状である。税の徴収率を見れば、府内市町村の平均値は全国で上位となっており、これまでに徴税体制の充実強化が一定程度進められていることと思われるが、最近の市町村課での調査結果等を見る限り、徴税担当職員1人当たりが抱える担当件数が相当多くなっている。このため、税以外の債権の徴収を行う余裕がないといったことも一体徴収が進まない要因の一つではないかと考えられる。

しかし、本稿で紹介したように、税務担当職員を地方税の歳入確保のみに特化させるのではなく、滞納処分等に関する専門的なノウハウを、全体的な歳入確保のために活用するといった動きが、全国の自治体で芽生え始めている。税務部局では、今後徴収のプロとして、団体の徴収事務全般を引っ張る存在になるという意識を持ち、基本的な事項を再確認し、更なる知識の向上を図っていただきたい。また、人事異動において長期間の税務従事を可能とするよう

な人事上の配慮等を行うなど、団体全体で徴収のプロを育てる環境づくりに取り組むことも必要ではないだろうか。一体徴収は、こうした税の徴収に対する意識改革と併せてはじめて大きな効果を発揮するものであり、いわゆる「税へのまる投げ」的な発想に基づいて行ったならば、事務の混乱や部局間の摩擦などの不利益が生じてしまうものである。

今後、一体徴収を検討する上で、本稿が少しでも参考となり、各団体における「財源の確保」「住民負担の適正・公平化」の推進が図られれば幸いである。

## 注 釈

- 注1 平成20年9月4日付け総税企第99号「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」
- 注2 平成20年12月17日付け市第2887号「平成19年度及び平成20年度市町村税徴収実績等に関する調」

## 参考文献

- ・ 柏木恵『模索する地方自治体の公金一括徴収』（月刊「税」2008.3～7月号）
- ・ 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編『自治体のための債権管理マニュアル』
- ・ 地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』
- ・ 千葉県自治研修センター発行『クリエイティブ房総』（2008年第76号）<http://www.ctv-chiba.or.jp/jichi/jigyou-shoukai/kuribou/index.html>
- ・ 神奈川県横須賀市「平成20年度第1回横須賀市個人情報保護運営審議会」資料 <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/koukai/kozinsingikai/giziroku17.html>